また、上記の申請等（免許記録に記録した事項の変更に係るものに限る。）に併せて、電波法第14条の２の規定により、免許記録に記録されている事項を証明した書面の交付を請求します。（注４）

記

１　申請（届出）者（注５）

［表略］

２　承継に係る無線局（注６）

［表略］

３　電波法第５条に規定する欠格事由（注７）

［表略］

４　各手続に係る個別事項（注３）（注８）

□無線局免許手続規則第20条の３に関する手続

［①～④　略］

⑤　事業計画（基幹放送局（受信障害対策中継放送を行うものを除く。）の場合に限る。）（注９）

⑥　事業収支見積り（基幹放送局（受信障害対策中継放送を行うものを除く。）の場合に限る。）（注９）

⑦　無線局の運用費の支弁方法（基幹放送局（受信障害対策中継放送を行うものを除く。）の場合に限る。）（注９）

⑧　基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要、電気通信設備の一部を構成する設備の設備等維持業務を他人に委託する場合における当該一部を構成する設備の概要、当該設備等維持業務の委託先の氏名又は名称及び基幹放送の業務を維持するに足りる技術的能力（基幹放送局（受信障害対策中継放送を行うものを除く。）の場合に限る。）（注９）

□無線局免許手続規則第20条の３の２に関する手続

［①～③　略］

④　事業計画（基幹放送局（受信障害対策中継放送を行うものを除く。）の場合に限る。）（注９）

⑤　事業収支見積り（基幹放送局（受信障害対策中継放送を行うものを除く。）の場合に限る。）（注９）

⑥　無線局の運用費の支弁方法（基幹放送局（受信障害対策中継放送を行うものを除く。）の場合に限る。）（注９）

⑦　基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要、電気通信設備の一部を構成する設備の設備等維持業務を他人に委託する場合における当該一部を構成する設備の概要、当該設備等維持業務の委託先の氏名又は名称及び基幹放送の業務を維持するに足りる技術的能力（基幹放送局（受信障害対策中継放送を行うものを除く。）の場合に限る。）（注９）

□無線局免許手続規則第20条の３の３に関する手続

［①・②　略］

③　譲渡人（法第20条第４項後段の場合）又は譲受人（法第20条第５項前段の場合）の事業計画（注９）

④　譲渡人（法第20条第４項後段の場合）又は譲受人（法第20条第５項前段の場合）の事業収支見積り（注９）

記

１　申請（届出）者（注３）

［表同左］

２　承継に係る無線局（注４）

［表同左］

３　電波法第５条に規定する欠格事由（注５）

［表同左］

４　各手続に係る個別事項（注２）（注６）

□無線局免許手続規則第20条の３に関する手続

［①～④　同左］

⑤　事業計画（基幹放送局（受信障害対策中継放送を行うものを除く。）の場合に限る。）（注７）

⑥　事業収支見積り（基幹放送局（受信障害対策中継放送を行うものを除く。）の場合に限る。）（注７）

⑦　無線局の運用費の支弁方法（基幹放送局（受信障害対策中継放送を行うものを除く。）の場合に限る。）（注７）

⑧　基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要、電気通信設備の一部を構成する設備の設備等維持業務を他人に委託する場合における当該一部を構成する設備の概要、当該設備等維持業務の委託先の氏名又は名称及び基幹放送の業務を維持するに足りる技術的能力（基幹放送局（受信障害対策中継放送を行うものを除く。）の場合に限る。）（注７）

□無線局免許手続規則第20条の３の２に関する手続

［①～③　同左］

④　事業計画（基幹放送局（受信障害対策中継放送を行うものを除く。）の場合に限る。）（注７）

⑤　事業収支見積り（基幹放送局（受信障害対策中継放送を行うものを除く。）の場合に限る。）（注７）

⑥　無線局の運用費の支弁方法（基幹放送局（受信障害対策中継放送を行うものを除く。）の場合に限る。）（注７）

⑦　基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要、電気通信設備の一部を構成する設備の設備等維持業務を他人に委託する場合における当該一部を構成する設備の概要、当該設備等維持業務の委託先の氏名又は名称及び基幹放送の業務を維持するに足りる技術的能力（基幹放送局（受信障害対策中継放送を行うものを除く。）の場合に限る。）（注７）

□無線局免許手続規則第20条の３の３に関する手続

［①・②　同左］

③　譲渡人（法第20条第４項後段の場合）又は譲受人（法第20条第５項前段の場合）の事業計画（注７）

④　譲渡人（法第20条第４項後段の場合）又は譲受人（法第20条第５項前段の場合）の事業収支見積り（注７）